

令和 7 年

第 3 回赤穂市教育委員会提出議案

(その 2)

日 時 令和 7 年 3 月 2 8 日 (金) 午後 2 時 0 0 分

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

令和7年第3回赤穂市教育委員会提出議案（その2）一覧表

第15号議案 担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程の制定について

第15号議案

担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める
規程の一部を改正する規程の制定について

担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部
を改正する規程を次のとおり制定したい。

令和7年3月28日提出

赤穂市教育長 尾上 慶 昌

記

担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める
規程の一部を改正する規程

担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程（平成
17年赤穂市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

担当参事	文化財に係る分掌事務
	学校給食センターに係る分掌事務
	文化とみどり財団に係る分掌事務
担当課長	幼児教育の指導助言及び企画調整に係る分掌事務

」

を

「

担当参事	学校給食センターに係る分掌事務
担当課長	学校給食センターの建築工事に係る分掌事務
	文化とみどり財団に係る分掌事務

」

に改める。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。